

23春闘 自治体こそ憲法・労働法制を活かし地域の働き方の見本に 自治体職員を増やして 住民の福祉増進を！

県内自治体の3/4 すべての**市**で規制超え！
現状は**過労死**が起こりかねない「働かせ方」

長時間残業の実態

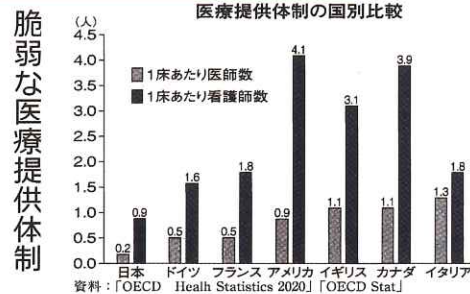
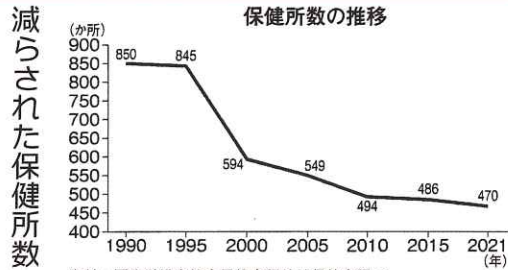
1か月の時間外労働時間	該当者のいる市町村数	該当者のべ人数
100時間以上	50 (市はすべて該当)	2377 (昨年比608増)
80以上100時間未満	40	3109 (昨年比857増)
45時間以上80時間未満	63 (すべて該当)	8691

※2022年4月時点 県内63全市町村の正規職員数は52184人。

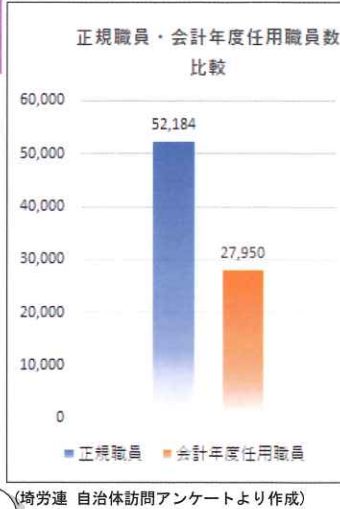
労働基準法では、時間外労働は月45時間、年間360時間を超えることができないのが原則です。労働時間の上限規制があるにもかかわらず、県や市町村の多くで、過労死基準に迫る働き方が常態化しています。コロナ対応などの影響もあるかもしれませんが、埼労連調査では、左記のとおり規制を超える働き方が県内自治体すべてにみられ、過労死基準を超える働きの職員も大きく増えています。こうした働き方が改善されなくては、真に住

民のための仕事を行うことは困難です。自治体の業務量は年々増大する一方。災害対応時にまったく人員が足りないことは、度重なる自然災害やコロナ禍でいよいよ明らかです。住民を守る公務公共サービスを低下させないためにも、適正な人員へと回復させるべきです。

～コロナで見た！公務・公共の大切さ～
保健所、公的医療機関、子育て、現業の拡充こそ



いま、自治体の仕事の多くは非正規職員が支えています。また民間委託や指定管理者制度という形で、社会福祉法人や企業で働く労働者が公共サービスの一翼を担っています。これらの労働者の雇用や賃金・労働条件が安定したものであることが、公共サービスの質を高めるためには絶対に必要です。



ところが、その多くが不安定な雇用。特に、自治体非正規の会計年度任用職員は、「公募」という合法的雇い止め（解雇）の危機に苛まれています。また、委託・指定管理で働く労働者も一定期間の指定変更、物価高騰の影響が、雇用・労働条件の不安定化を招いています。

雇用の安定こそ、地域・職場の安定、住民の安心な生活に直結します。有期の労働者も守られる自治体職場づくりは急務です。

労働組合に加入して住民本位の自治体をつくらう！

非正規、委託・指定管理労働者の雇用
労働条件改善でさらに住民サービス向上を

「行政改革」の号令のもと、公的機関の削減が続いてきました。

左グラフのように保健所は激減し、医療提供体制は脆弱。コロナのもとで「救われるはずの命が救われない」事態も生じました。また、子育ての分野でも、公立保育所の統廃合・民営化など縮小の動きや保育士不足、学童分野でも指導員のなり手不足など多くの問題を抱えています。さらには、清掃・給食など市民のくらしの最前線の労働者不採用など住民のいのちやくらしを守る分野の縮小が続いています。

自治体が自らの意思で人員を増やすことができないのは、国が自治体財政を十分に保障しないためです。住民のくらし、安全・安心を守る自治体の仕事をしっかりと行うため、国は十分な地方財政を保障するべきではないでしょうか。

国民春闘埼玉県共闘会議 / SAIROREN 埼玉県労働組合連合会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-10-11 第1木村ビル2F
TEL 048-838-0771 FAX 048-838-0775 http://www.saitanet.or.jp/sairoren

2023年1月

住民のいのちを守る自治体の役割発揮を！